

写

23消安第3135号
平成23年9月12日

都道府県知事 殿

農林水産省消費・安全局長

高病原性鳥インフルエンザ等の防疫対策の強化について

高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザ（以下「本病」という。）の防疫対策については、高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザに関する特定家畜伝染病防疫指針（平成16年11月18日農林水産大臣公表。以下「防疫指針」という。）により実施するほか、「高病原性鳥インフルエンザの防疫対策の強化について」（平成22年9月28日付け22消安第5610号農林水産省消費・安全局長通知）により、これまでもモニタリングの強化や早期通報の徹底等をお願いしてきたところです。

昨年度は、9県24事例に及ぶ本病の発生がありました。全ての発生事例について、高病原性鳥インフルエンザ疫学調査チームを発生直後速やかに発生農場に派遣し、感染源及び感染経路に係る現地調査を実施しました。その調査結果について、「平成22年度高病原性鳥インフルエンザの発生に係る疫学調査の中間取りまとめ」（平成23年8月30日高病原性鳥インフルエンザ疫学調査チーム取りまとめ。以下「中間取りまとめ」という。）として取りまとめ、公表しました。その中で、今回の我が国への侵入経路及び多発した要因について、

- ① 渡り鳥等の野鳥によって国内にウイルスが持ち込まれた可能性が高いこと
 - ② 国内への侵入ルートは複数存在した可能性があること
 - ③ 比較的早い時期に国内にウイルスが侵入し、感染した野鳥が国内を移動した結果、国内における本病の発生の増加につながった可能性があること
- 等が指摘されており、家畜における本病の発生予防の取組を強化するため、野鳥及び野生動物の侵入防止対策、ネズミ対策、飼養衛生管理の確認及び指導等について提言がなされました。

農林水産省においては、飼養衛生管理基準及び防疫指針を改正し、本病の防疫体制の強化を図るべく、現在これらの本年10月1日からの施行に向けて手続を進めているところです。

つきましては、昨年度の本病の発生状況、新たな飼養衛生管理基準及び防疫指針、高病原性鳥インフルエンザ疫学調査チームからの提言等を踏まえ、下記の事項に留意の上、本病の発生予防措置の徹底及び監視体制の強化に万全を期するようお願いいたします。

記

1 家きんの飼養農場における飼養衛生管理の確認及び指導の徹底について

今般の改正後の家畜伝染病予防法施行規則（昭和 26 年農林省令第 35 号）第 21 条の飼養衛生管理基準（以下「飼養衛生管理基準」という。）の改正内容を踏まえ、別添の飼養衛生管理チェック表に基づき、家畜防疫員が飼養衛生管理基準の遵守状況を確認し、適切な指導をすること。なお、大規模農場等で複数名による確認が必要な場合にあつては、そのうちの少なくとも 1 名は家畜防疫員とし、残りの者は家畜防疫員が適当と認める者（都道府県及び市町村の畜産関係職員、家畜共済の獣医師等）として差し支えない。また、指導の実施状況について、様式 1 により農林水産省消費・安全局動物衛生課（以下「動物衛生課」という。）に報告すること（詳細な確認及び報告の方法は、別紙 1 のとおりとする）。

2 野鳥の侵入防止対策について

中間取りまとめにおいて、「渡り鳥などの野鳥によって日本へウイルスが持ち込まれた可能性が高い」、「ウイルスに感染した野鳥が国内で移動した結果、国内でウイルスが拡散し、家きんでの発生や野鳥での感染が増加した可能性がある」との指摘がなされたことを踏まえ、別添の飼養衛生管理チェック表に基づき、特に野鳥の侵入防止対策を徹底するよう指導すること。

3 ねずみ等野生動物対策について

中間取りまとめにおいて、「ネズミ類については、ほとんど全ての農場で存在が確認されており、ウイルスを持ち込んだ可能性は否定できなかった」、「生産者はネズミ駆除の専門業者等に相談したり、都道府県、市町村や関係団体等が開催するネズミ駆除に係る講習会等に積極的に参加し、自らの農場に合った駆除方法を採用することが望ましい」との指摘及び提言がなされたことを踏まえ、関係機関・団体及び業者等と協力の上、積極的にねずみ駆除に係る講習会等を開催するとともに、農場におけるねずみ等野生動物の駆除を徹底するよう指導すること。

4 家きんの健康観察に基づく早期通報について

家きんの所有者が別紙 2 の症状を早期に発見することができるよう、常日頃から家きんの健康観察を行うこと等を指導すること。また、家きんの所有者や当該家きんを診断し、又はその死体を検案した獣医師等（以下「家きん所有者等」という。）が、当該症状を呈していることを発見したときは、遅滞なく、当該家きん又はその死体の所在地を管轄する家畜保健衛生所に通報するよう指導すること。

5 監視体制の強化について

(1) 強化モニタリングの実施

低病原性鳥インフルエンザウイルスについては、明確な臨床症状をもたらさない場合が想定され得ることから、監視体制を強化するため、定点モニタリングに

加え、別紙3の1による強化モニタリングを行うこと。また、これらモニタリングの実施状況について、様式2及び3により動物衛生課に報告すること。

(2) 報告徴求の実施

本病のまん延を防止するためには、家きん所有者等が異常家きんを発見した際に、遅滞なく、家畜保健衛生所に通報することが最も重要である。このことから、原則として100羽以上（だちょうの場合にあつては10羽以上）の家きん飼養農場に対し、家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第52条の規定による別紙3の2により、定期的に、報告徴求を行うこと。

6 家畜衛生に関する情報の収集及び共有について

中間取りまとめにおいて、「農林水産省が発出した情報を入手した家保は、積極的に生産者や関係者へ提供することが大切である」との指摘がなされたことを踏まえ、農林水産省から提供された家畜衛生に関する種々の情報については、必要に応じ、広く関係者に周知すること。特に、生産現場における防疫措置に有用と考えられる動物衛生課が指定した情報については、確実かつ迅速に生産者、関係機関及び関係団体等に周知すること。

7 野鳥のサーベイランスの強化について

渡り鳥の飛来シーズンを考慮し、今般の改正後の防疫指針の第3の5の(2)のとおり、可能な限り各都道府県の自然環境部局の行う野鳥のサーベイランス検査に協力すること。

家きんの飼養農場における飼養衛生管理の確認・報告及び指導の徹底について

1 目的

家きん（鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥及び七面鳥）の飼養農場における飼養衛生管理基準の遵守状況を確認・報告するとともに、適切な飼養管理を指導することにより、高病原性鳥インフルエンザ等家きんの伝染性疾病の発生の予防に万全を期する。

2 対象農場

100羽以上（だちょうの場合にあっては、10羽以上）の家きんの所有者の農場。

3 確認の方法

別添の飼養衛生管理チェック表を活用し、家畜防疫員が各農場を訪問して飼養衛生管理基準の遵守状況を確認するとともに、指導の徹底を図ること。なお、大規模農場等で複数名による確認が必要な場合には、そのうちの少なくとも1名は家畜防疫員とし、残りの者は家畜防疫員が適当と認める者（都道府県及び市町村の畜産関係職員、家畜共済の獣医師等）として差し支えない。

飼養衛生管理に関する指導を行った場合には、後日、その改善状況を確認すること。

4 報告の方法

様式1による飼養衛生管理状況の確認結果報告書を作成し、農林水産省消費・安全局動物衛生課担当者宛（kokunai_boeki@nm.maff.go.jp）に電子メールにより提出すること。ただし、本年7月1日以降に既に飼養衛生管理基準の遵守状況の確認を行っており、その結果、指導不要又は改善済みである場合には、当該確認の結果の報告をもって、これに代えることができる。

5 報告の期限

① 結果報告期限：平成23年10月21日（金）

② 最終提出期限：平成23年11月11日（金）

※ ①の時点で改善指導中の農場については、②の時点までにその後の改善状況を提出すること。また、①の時点で未確認の農場についても、②の時点までに確認結果を提出すること。

6 その他

- (1) 4により提出された飼養衛生管理状況の確認結果報告書については、動物衛生課において取りまとめの上、公表する。
- (2) 指導に対する改善が認められない農場においては、改正後の家畜伝染病予防法第12条の6の規定に基づく勧告等を検討すること。

家畜保健衛生所への通報が必要となる症状について

1 高病原性鳥インフルエンザ

次の症状を呈していること。

	鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥及び七面鳥
症状	同一の家きん舎内において、家きんのその日の死亡率が対象期間の平均の死亡率の2倍以上となること。ただし、家きんの飼養管理のための設備の故障、気温の急激な変化、火災、風水害その他の非常災害等の高病原性鳥インフルエンザ以外の事情によるものであることが明らかな場合は、この限りでない。 ※ 対象期間：過去における通算 21 日間の期間（家畜の伝染性疾病、家きんの飼養管理のための設備の故障、気温の急激な変化、火災、風水害その他の非常災害等の家きんの死亡率の上昇の原因となる特段の事情の存した期間及び家きんの出荷等により家きん舎が空となっている期間を除く。）をいう。

2 高病原性鳥インフルエンザ又は低病原性鳥インフルエンザ

次の症状を呈していること。

	鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥及び七面鳥
症状	家きんに対して動物用生物学的製剤を使用した場合において、当該家きんにA型インフルエンザウイルスの抗原又はA型インフルエンザウイルスに対する抗体が確認されること。

監視体制の強化について

1 強化モニタリングの実施

(1) 検査対象

ア 検査対象農場

家きん飼養農場（原則として飼養羽数100羽以上。ただし、だちょうの場合にあっては、10羽以上。）について、95%の信頼度で10%の感染を摘発することができる数の検査農場を無作為で選定。その際、①サンプリングの偏りを排除するため、都道府県内の全農場を飼養規模別にグループ分けし（※）、②各グループの農場に番号を付し、③各グループの戸数に応じて按分した検査農場数を乱数表を用い無作為に抽出（階層別無作為抽出）すること。

(※) 飼養規模のグループ分け

- I 100羽以上～1,000羽未満（だちょうの場合にあっては、10羽以上～100羽未満）
- II 1,000羽以上～10,000羽未満（だちょうの場合にあっては、100羽以上～1,000羽未満）
- III 10,000羽以上（だちょうの場合にあっては、1,000羽以上）

イ 検体数

1農場当たり10羽以上（農場内で偏りのないよう選定）

ウ 検査回数

選定した農場については、1年に1回以上検査を行うこと。

(2) 検査週齢

基本的に6週齢以上とし、より日齢の進んだ家きんとすること。

(3) 検査方法

臨床検査及び血清抗体検査を行うこと。

血清抗体検査については、鶏を検査する場合にあっては、エライザ法による検査を行い、陽性であった検体については、引き続き同一血清について寒天ゲル内沈降反応による検査を行い、鶏以外の家きんを検査する場合にあっては、寒天ゲル内沈降反応を行うこと。

上記の検査を行った結果、感染が疑われる場合には、動物衛生課に連絡した上、直ちにウイルス分離検査を行うこと。

(4) 実施期間

渡り鳥の飛来状況を勘案し、原則として本年 10 月から来年 5 月の間に計画的に実施すること。

(5) 結果の報告

毎月のモニタリング結果及び選定した農場の概要（所在地、飼養羽数、飼養鳥種等）について、様式 2 及び 3 により翌月の 20 日までに動物衛生課担当者宛（kokunai_boeki@nm.maff.go.jp）に電子メールにより提出すること。

2 報告徴求の実施

(1) 報告徴求対象

家きん飼養農場（原則として飼養羽数 100 羽以上。ただし、だちょうの場合にあっては、10 羽以上。）

(2) 報告徴求の内容

報告徴求は、様式 4 により行うこと。なお、通常の死亡率を上回るなど、本病の可能性を否定することができない事態が生じた場合には、直ちにその旨を報告するよう家きんの所有者に対して十分に周知するとともに、異状について家きんの所有者から報告があった場合には、動物衛生課に直ちに報告すること。

(3) 実施期間

渡り鳥の飛来状況を勘案し、原則として本年 10 月から来年 5 月の間に計画的に実施すること。

飼養衛生管理状況確認結果報告書

(県名)

(様式1)

(単位:戸)

	農場数 (①+②+③)	①何らかの指導を行った農場数(※1)		②指導が 不要であった農 場数	③未確認の農場 数(※2)	④改善指導の内容 具体的な指導の内容及び戸数を記載してください。改善済みの項目は○、改 善指導中の項目は●など、分かるように記載してください。	⑤未確認の農場の調査実施時期 巡回指導の予定時期を記載してください(平成23年11月上旬ま でに完了すること)。
		うち、改善済み	うち、改善指導中				
鶏 (採卵用)	1,000羽以上						
	100~1,000羽 未満						
鶏 (肉用)	1,000羽以上						
	100~1,000羽 未満						
鶏 (卵用種 鶏)	1,000羽以上						
	100~1,000羽 未満						
鶏 (肉用種 鶏)	1,000羽以上						
	100~1,000羽 未満						
あひる	1,000羽以上						
	100~1,000羽 未満						
うずら	1,000羽以上						
	100~1,000羽 未満						

(県名)

(様式1)

(単位:戸)

		農場数 (①+②+③)	①何らかの指導を行った農場数(※1)		②指導が 不要であった農 場数	③未確認の農場 数(※2)	④改善指導の内容 具体的な指導の内容及び戸数を記載してください。改善済みの項目は○、改 善指導中の項目は●など、分かるように記載してください。	⑤未確認の農場の調査実施時期 巡回指導の予定時期を記載してください(平成23年11月上旬ま でに完了すること)。
			うち、改善済み	うち、改善指導中				
きじ	1,000羽以上							
	100~1,000羽 未満							
ほろほろ鳥	1,000羽以上							
	100~1,000羽 未満							
七面鳥	1,000羽以上							
	100~1,000羽 未満							
だちよう	10羽以上							
計		0	0	0	0	0		

(備考)

1 鶏については、飼養形態(卵用、肉用、卵用種鶏又は肉用種鶏)毎に分類すること。複数の飼養形態で飼養している農場は、主たる飼養形態でカウントすること。

2 平成23年7月以降、「高病原性鳥インフルエンザの発生を防止するために～飼養衛生管理チェック表とポイント～」の飼養衛生管理チェック表により、その遵守状況を既に確認している場合には、その結果を活用するとして差し支えない。

高病原性鳥インフルエンザに係るモニタリング

都道府県名： _____

(様式2)
(_____ 年 _____ 月分)

家さんの種類	採卵鶏		肉用鶏		あひる		うずら		きじ		だちょう		ほろほろ鳥		七面鳥		計	
	戸数	羽数	戸数	羽数	戸数	羽数	戸数	羽数	戸数	羽数	戸数	羽数	戸数	羽数	戸数	羽数	戸数	羽数
1 定点モニタリング																		
(1) 検査実戸数、実羽数(当月分)																		
① ウイルス分離検体数(当月分)																		
(内訳)																		
気管																		
クロアカ																		
② 抗体検査検体数(当月分)																		
(2) 検査延べ数(10月以降累計)																		
(3) 検査実戸数(10月以降)		X		X		X		X		X		X		X		X		X
2 強化モニタリング																		
(1) 抗体検査数(当月分)																		
(内訳)																		
I																		
II																		
III																		
(2) 検査延べ数(10月以降累計)																		
(内訳)																		
I																		
II																		
III																		

(備考)

1 検査実戸数とは、毎年10月分以降、当月分までに検査を行った重複しない戸数をいう。

2 強化モニタリングにおける内訳は、農場の飼養規模に応じてⅠ～Ⅲに分類すること。

Ⅰ: 100羽以上～1,000羽未満

Ⅱ: 1,000羽以上～10,000羽未満

Ⅲ: 10,000羽以上

※3 毎月の検査実施分を、翌月20日までに報告すること。

(様式4)

死亡家きん確認報告

〇〇家畜保健衛生所 御中

住所
氏名

平成 年 月分

		内 容	備 考
第 〇 週	飼養羽数	羽	
	死亡羽数	羽	
第 〇 週	飼養羽数	羽	
	死亡羽数	羽	

- ※1 飼養羽数の備考欄には、月又は週ごとの産卵率の低下等の健康状態における異状、防鳥ネットの破損等の飼養衛生管理の異状等を記載すること。
- ※2 死亡羽数の備考欄には、通常死亡率と比較して変動が認められるか、死亡日齢、発生鶏舎等に偏りが認められるか等についての特記事項を記載すること。

飼養衛生管理チェック表 ～その1～

チェック項目	評価	備考
1 人・車両等による病原体の侵入防止		
(1) 農場出入口		
① 農場への人・車両の入場制限		
・ 農場出入口に門を設置したり、「部外者立入禁止」等の看板を設置して入場者の立入制限をしていますか		
・ 入場車両の農場内での移動を限定していますか		
② 入場車両・物品の消毒		
・ 入場車両の消毒を行っていますか		
・ 農場へ持ち込まれる物品を洗浄し、又は消毒していますか		
③ 農場専用衣服等への更衣		
・ 更衣場所は、交換前の衣服等の汚れが農場専用の衣服等に付着しないような構造になっていますか		
・ 農場内専用の衣服、履物等は、清潔に保たれていますか		
・ 農場入場者は、農場内専用の衣服、履物等に着替えていますか		
④ 消毒設備の設置		
・ 消毒液は、効果が減衰する前に交換していますか		
(2) 家きん舎出入口		
① 部外者の入場制限		
・ 部外者の家きん舎への入場は禁止していますか		
② 家きん舎専用の衣服等への更衣		
・ 更衣場所は、家きん舎外の汚れが家きん舎内に持ち込まれないような構造になっていますか		
・ 家きん舎入場者は、家きん舎内専用の衣服、履物等に着替えていますか		
・ 家きん舎内専用の衣服、履物等は、清潔に保たれていますか		
③ 消毒設備の設置		
・ 消毒液は、効果が減衰する前に交換していますか		
④ 器材等の洗浄・消毒		
・ 家きん舎内に持ち込まれる器材等を洗浄し、又は消毒していますか		
(3) 家きん舎内		
① 家きん舎内の消毒		
・ 家きん舎ごとに入口に消毒設備を設置していますか		
・ 消毒液は、効果が減衰する前に交換していますか		
・ 各家きん舎内に手指用の消毒設備を設置していますか		

注：評価欄 ・適正に行われている場合 :○

・適正に行われていない場合 :×

・行う必要がない項目 :—

飼養衛生管理チェック表～その2～

チェック項目	評価	備考
2 野鳥・野生動物からの病原体の侵入防止		
(1) 防鳥ネット・金網を以下の場所に設置していますか		
・ 家きん舎		
・ 袋詰め飼料などを保管する倉庫		
・ 鶏糞処理施設		
・ 防鳥ネットの網目の大きさが2cm以下のもの又はこれと同等の効果を有すると認められるものを使用していますか		
・ 防鳥ネットは、上から覆うように、ゆったりと垂らすように張っていますか		
・ 防鳥ネット等は、破損が見つかったら、直ちに補修していますか		
・ 防鳥ネット等と屋根・柱の境等の小さな隙間を塞いでいますか		
(2) 家きん舎入場後の閉扉		
・ 家きん舎の中に入ったら、直ちに扉を閉めていますか		
(3) ねずみの駆除		
・ 防鳥対策と同様に隙間を塞いでいますか		
・ ねずみの侵入経路を確認し、侵入防止措置を講じていますか		
3 飲用水・飼料の汚染による侵入防止		
(1) 飲用水の汚染防止		
・ 新鮮な水道水を使用していますか(貯留したままにすると塩素濃度が低下します)		
・ 水道水以外を使用する場合には、異物が混入するおそれがある場合には消毒していますか		
(2) 飼料の汚染防止		
・ 飼料タンク付近にこぼれ餌がないよう常に清潔にしていますか		
・ 倉庫は、家きん舎と同様に野鳥等の侵入防止を徹底していますか		
・ 倉庫は、家きん舎と同様にネズミの駆除を徹底していますか		
4 家きん舎内外の整理・整頓・清掃		
・ 家きん舎内外の清掃を定期的に行っていますか		

注: 評価欄 ・適正に行われている場合 : ○

・適正に行われていない場合 : ×

・行う必要がない項目 : -

飼養衛生管理チェック表～その3～

チェック項目	評価	備考
5 家きんの健康管理及び取扱い		
(1) 導入家きんの健康確認		
・ 導入家きんの健康状態を確認していますか		
(2) 死亡家きんの取扱い		
・ 死亡家きんは、毎日取り出し、その羽数を記録していますか		
・ 死亡家きんの羽数が多い場合には、直ちに家畜保健衛生所に届け出ていますか		
(3) 出荷家きんの引渡し		
・ 家きんを出荷する際に、関係者や物品の消毒をしていますか		
(4) 家畜保健衛生所等への連絡		
・ 高病原性及び低病原性鳥インフルエンザが疑われた場合には、直ちに家畜保健衛生所に連絡していますか		
(5) 家きんの抵抗性の向上		
・ 良好な家きん舎環境や適正な飼料の給与に心掛けていますか		
6 家きん糞の処理		
・ 未処理の家きん糞を農場外へ持ち出す場合には、専用の衣服や靴を使用し、持ち出す前後に車両の消毒を行っていますか		
・ 運搬車両からの家きん糞のこぼれ防止をしていますか		
・ ホコリの飛散防止をしていますか		
7 従業員の知識の習得		
・ 日頃から従業員の高病原性及び低病原性鳥インフルエンザに関する知識の習得に努めていますか		

- 注：評価欄
- ・ 適正に行われている場合 ：○
 - ・ 適正に行われていない場合 ：×
 - ・ 行う必要がない項目 ：－

評価外のチェック項目（今回の調査では指摘事項に入れていただかなくても結構です）

1	衛生管理区域は設定できていますか		
2	埋却、焼却又は化製処理の準備はできていますか		
3	適正な飼養密度で飼養していますか		